

## 佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市無居住家屋等対策計画に基づき、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、市内にある老朽危険空家等の除却又は空家等を除却した跡地の利用及び活用（以下「利活用」という。）をしようとする者に対して、その除却又は利活用に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項の空家等のうち、戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていた併用住宅を含む。）、長屋建住宅（隣接する住戸との界壁が二重となっている場合その他のそれぞれの住戸が別個の建築物である場合の空き住戸部分を含む。）又は空家特措法第2条第2項の特定空家等（自主的な対応が可能な者に対する空家特措法第22条第3項の規定による命令に係るものを除く。）をいう。
- (2) 老朽危険空家等 空家等のうち、特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (3) 除却工事 老朽危険空家等に係る敷地内の建築物、工作物、立木その他の土地に定着する物及び残置物を解体し、及び撤去し、それに伴い発生した材料等を運搬し、及び処分する工事をいう。
- (4) 除却跡地 建築物の除却工事に着手する日又は補助金の交付を申請する日のいずれか早い日において空家等であり、かつ、当該空家等の除却工事完了後1年以内に住宅又は店舗の建設工

事に着手する敷地をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有権を有する者（登記事項証明書、固定資産課税台帳、固定資産税納税通知書などから所有者と確認できる者をいう。）、相続権を有する者（以下これらを「所有者等」という。）又は特別な理由があるものとして市長が認める者。ただし、空家等が共有物である場合又は相続人がいる場合にあっては、所有者等の全員から除却についての同意が得られていること。
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了した後の敷地、建物等を適切に管理できる者
- (4) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (2) この要綱による補助金及びこれに類似するものとして市長が認める補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- (3) 土地の所有者等の全員から補助事業についての同意が得られていること。
- (4) 老朽危険空家等に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (5) 除却工事にあつては、次のいずれにも該当すること。

ア 敷地内の全ての建築物、工作物、立木その他の土地に定着する物及び残置物を解体し、及び撤去し、それに伴い発生した材料等全てを運搬し、及び処分すること。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建設工事業又は解体工事業の

許可に限る。)を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者と契約すること。

(補助事業の種類、補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の種類、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は、次の表のとおりとする。

種類	補助対象経費	補助率等
老朽危険空家等除却事業(以下「除却事業」という。)補助金	除却工事に要する費用のうち、老朽危険空家等(建築物に限る。)を除却する工事に要する費用	補助対象経費又は補助対象となる老朽危険空家等の延べ面積に1平方メートル当たり15,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。
空家等除却跡地利活用事業(以下「利活用事業」という。)補助金	除却跡地に住宅又は店舗を建設する工事に要する費用	10分の2以内。ただし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(老朽危険空家等の事前調査等)

第5条 除却事業補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする空家等が老朽危険空家等に該当するかについて、補助金の交付を申請する前にあらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定の申請は、佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金老朽危険空家等事前調査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

(1) 位置図

(2) 現況写真(空家等を含む敷地全景2面以上)

(3) 建物の登記事項証明書の写し(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し等の所有者等を確認できる書類)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、老朽危険空家等に該当するかを判定し、当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、次条の規定により除却事業補助金の交付申請をするものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付申請書は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 除却事業 佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金(除却事業)交付申請書(様式第2号)

(2) 利活用事業 佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金(利活用事業)交付申請書(様式第3号)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 除却事業

ア 除却工事の見積書の写し

イ 誓約書(様式第4号)

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 利活用事業

ア 位置図

イ 現況写真(敷地全景2面以上)

ウ 土地の登記事項証明書の写し

エ 建物の登記事項証明書の写し(現存する建物が未登記の場合にあっては固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し等の所有者等であることが確認できる書類、建物が除却済みの場合にあっては閉鎖登記事項証明書の写し等の除却のあった日が確認できる書類)

オ 建築する住宅又は店舗の配置図、平面図及び立面図

カ 建設工事の見積書の写し

キ 建設工事工程表の写し

ク 誓約書

ケ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の額を決定し、佐久市老朽危険空家  
等除却・空家等除却跡地利活用補助金交付決定通知書(様式第5  
号)により、交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」とい  
う。)に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は廃止しよう  
とするときは、佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活  
用補助金変更・廃止承認申請書(様式第6号)及び第6条第2項  
に掲げる書類のうち当該変更に係るものを提出して行うものとし  
る。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当  
と認めるときは、補助金の額を決定し、佐久市老朽危険空家等除  
却・空家等除却跡地利活用補助金変更・廃止承認通知書(様式第  
7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、佐久市老朽危  
険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金完了実績報告書(様  
式第8号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書  
類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 除却事業

- ア 除却工事の工事請負契約書の写し
- イ 除却工事の領収書の写し
- ウ 工事写真(着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの)
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 利活用事業

- ア 建設工事の工事請負契約書の写し
- イ 建設工事の領収書の写し
- ウ 工事写真(着手前及び完了時の確認ができるもの)
- エ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条又は第7  
条の2の検査済証の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の代理受領)

第11条 交付決定者は、当該補助金の受領について、当該工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業の総事業費から当該補助金を控除した額を超える額を交付決定者が当該工事を行った者に支払っているときは、代理受領できないものとする。

3 第1項の規定による代理受領により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、佐久市老朽危険空家等除却・空家等除却跡地利活用補助金交付請求書(代理受領)(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 関係法令及びこの要綱の規定に違反した場合

(2) 第9条第2項に規定する期限までに第9条第1項の実績報告書を提出しなかった場合

2 前項の規定は補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 1 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。